

# 第三次箕面市子どもプラン

(ひとり親家庭等自立促進編)

(素案)

平成29年(2017年)●月

箕面市

## 目次

第1章 策定の趣旨	P. 2
1. 背景と目的	P. 2
2. 位置づけと期間	P. 3
3. 対象	P. 3
第2章 基本理念と施策体系	P. 4
1. 基本理念	P. 4
2. 施策体系	P. 5
第3章 施策の展開	P. 7
1. 施策の基本方向と主な事業	P. 7
(1) 貧困の連鎖の根絶に向けた支援	P. 7
(2) 子育て支援	P. 9
(3) 生活の安定を図る支援	P. 11
(4) 就労による自立に向けた支援	P. 14
(5) 情報提供・相談体制の整備	P. 17
(6) 人権尊重の社会づくり	P. 19

## 第1章 策定の趣旨

---

### 1. 背景と目的

近年、離婚率が上昇し母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が著しく増加しています。

ひとり親家庭では、子育てと生計維持の担い手が一人であることから、生活の全般にわたってさまざまな困難に直面することが多く、精神的にも身体的にも負担が大きい状況となっています。また、寡婦についても、その多くが高齢化によって健康面や収入面に不安を抱えながら生活しています。この状況を踏まえ、今まで以上にひとり親家庭や寡婦に対して、様々な場面に応じた各種の支援策を提供することが強く求められています。

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正によって、これまでの「経済的支援」から「就労・自立に向けた総合的な支援」へと支援の方向性が転換され、より身近なところでの相談機能の充実や就労支援への取り組みが求められる中、本市においても、平成17年3月に5年間を計画期間とした「箕面市母子家庭等自立促進計画」を策定し、「相談支援」、「就労支援」、「子育て支援」を中心に、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を体系的に取り組むこととしました。

「箕面市母子家庭等自立促進計画」の5年間の取り組みを経て成果と課題を整理し、なお継続的・重点的に取り組むべき課題に加え、父子家庭への支援にも対応した「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」を平成22年3月に策定し、ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、自立促進を図り、安心して生活し、子育てができるように、取り組みを更に強化し行ってきました。

この間、国の経済対策などにより、緩やかな景気の持ち直し感はあるものの、なお雇用情勢は厳しい状況が続いており、各種の就労支援によって就労には結実するも、生活水準を押し上げるほどの所得水準までには至らないことが多く、依然としてひとり親家庭等を取り巻く生活環境は厳しいものとなっています。

こうした現状に加え、平成26年1月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や平成26年8月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」において「ひとり親家庭の子どもへの貧困の連鎖防止のための取り組み」が重点化されるとともに、平成26年10月には「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」への改正施行によって「父子家庭への支援拡大を含めた、ひとり親家庭等の早期自立に向けた総合的な支援」の強化・拡充が図られました。更に、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されたことから、ひとり親家庭等の「貧困の連鎖」を断ち切り、早期の自立に向けた総合的かつ効果的な支援を体系的に進める必要があります。

そこで、「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」からの継続性を保ちつつ、各種法制定や改正の主旨を踏まえ、今後の本市のひとり親家庭等の支援策の方向性を示した「第三次箕面市子どもプラン(ひとり親家庭等自立促進編)」(以下、「本編」とします。)を策定し、「貧困の連鎖根絶に向けた支援」を施策体系の中心に据え、「子育て支援」、「生活の安定を図る支援」、「就労

による自立に向けた支援」、「情報提供・相談体制の整備」、「人権尊重の社会づくり」による6つ施策メニューについて、関係機関等の連携と既存資源の効果的活用を図りながら、積極的に各種の支援展開を進めることとしました。

## 2. 位置づけと期間

本編は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」として位置づけるものであり、同法第11条の「母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を受けて策定するものです。

また、本編は、本市のひとり親家庭等の自立支援に関する各種施策等を、総合的・計画的に推進するための指針とするものであり、「第三次箕面市子どもプラン」の一部を構成するものとして策定します。

本編は、平成29年度(2017年度)から、第三次箕面市子どもプランの計画期間である平成31年度(2019年度)までを計画期間とします。

## 3. 対象

本編は、箕面市内に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とします。

・母子家庭とは、

「離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭」

・父子家庭とは、

「離婚、死別等により配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭」

・寡婦とは、

「配偶者のない女性であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある方」

・「ひとり親家庭等」とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦を、「ひとり親家庭」とは、母子家庭、父子家庭のことを意味します。

## 第2章 基本理念と施策体系

---

### 1. 基本理念

箕面市では、総合的な子育て支援策の方向性と具体的な施策を「第三次箕面市子どもプラン」に定めており、その中で、計画の基本理念を次のように定めています。

#### 〈第三次箕面市子どもプランの基本理念〉

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
2. 子どもが輝くまちづくり
3. 大人と子どもの協働によるまちづくり
4. 安心して子育てができるまちづくり

本編においても、「第三次箕面市子どもプラン」の基本理念をふまえるとともに、ひとり親家庭が社会における多様な家族形態の一つとして、自ら力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、施策を講じて行くことが必要と考えています。

このような考えから、次のように基本理念を定めます。

#### 〈本編の基本理念〉

子どもたちが自分の将来に希望を持ち、

親も子も健やかな生活を営むことができるまちをめざして

## 2. 施策体系

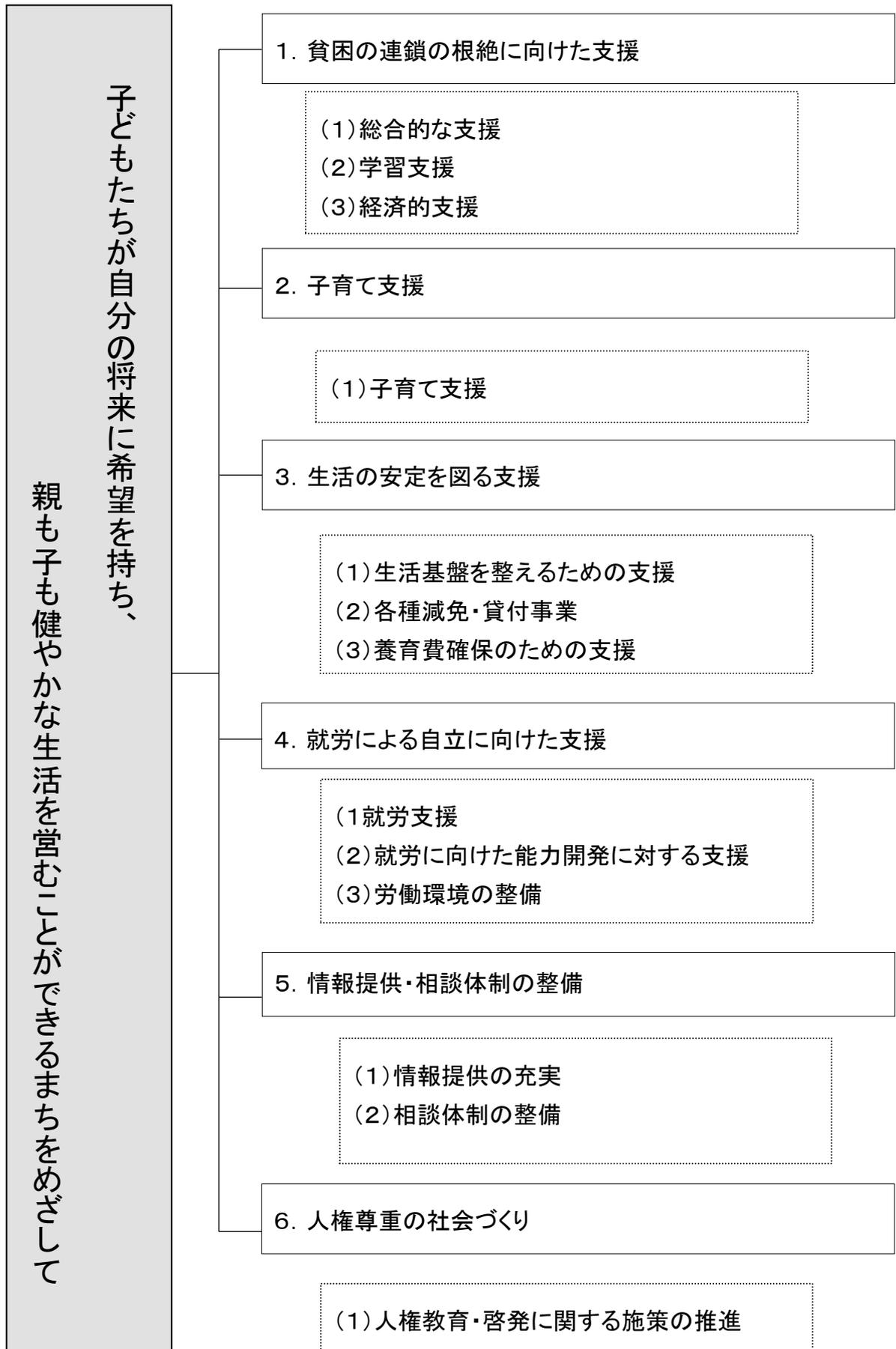
近年では、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就労へと、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、平成25年国民生活基礎調査においてもひとり親世帯の貧困率は54.6%と高い水準であることがわかります。

平成26年8月閣議決定の「子どもの貧困対策に関する大綱」では、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を目指すとし、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を断ち切るための「教育の支援」及び「生活の支援」が重点施策として位置づけられ、各種の取り組みが求められることとなっています。

本編では、「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」までの施策体系を見直し、新たに取り組む「貧困の連鎖根絶に向けた支援」を中心に据えて各施策を実施していくこととしました。

特に、国が重点施策として位置づけている教育や生活の支援を、今後の施策の柱に据え施策展開することで、子どもたちが、自分の将来の夢をもち、その夢に向かって学び、生活できる社会をめざし、貧困の連鎖根絶に向け、より積極的に取り組んでいきます。

【施策体系図】



## 第3章 施策の展開

### 1. 施策の基本方向と主な事業

#### (1) 貧困の連鎖の根絶に向けた支援

ひとり親家庭では、親が働いていることで、学校からの帰宅後や休日など子ども達だけで過ごす時間が多く見受けられ、子ども達の家庭での生活管理ができていないケースがあることや、子ども達が経済的な制約などから高校や大学などへの進学を諦めざるを得ない場合も多くあります。このことは、ひとり親家庭における、貧困が世代を超えて連鎖する「貧困の連鎖」に陥る危険性が比較的高いと考えています。将来の自立に向け、ひとり親家庭の子どもたちの日常生活が安定するようにまた、経済的な理由などで進学を諦めることのないように、日々の生活支援や、教育支援を重点的に取り組んでいきます。

##### ①総合的な支援

経済的な貧困など課題を抱えるひとり親家庭に対して、ケースによっては、親支援である妊娠期から、総合的な支援へと移行する就学前、小・中学校、高校・大学などを経て子の社会的自立まで切れ目なくサポートする体制をつくり、貧困が世代を超えて連鎖する、いわゆる「貧困の連鎖」の根絶に向け取り組みを強化します。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
教育委員会に貧困の連鎖の根絶に向け専任の組織を設置	子ども未来創造局	子どもの妊娠期から子どもの社会的自立まで切れ目なく成長をサポートするために、貧困の連鎖の根絶に向けた体制を整備するとともに、個にも応じた支援を展開します。	○	○	
貧困の連鎖の根絶に向け、切れ目なく見守るためのデータベースを作成	子ども未来創造局	貧困の連鎖の根絶に向け、ゼロ歳から18歳まで、切れ目なく見守り、成長をサポートするためのデータベースを作成し、必要な支援を展開します。	○	○	

貧困の連鎖の根絶に向けた実態調査や分析等を実施	子ども未来創造局	貧困の連鎖の根絶に向け、課題を抱える家庭の子どもの実態調査や分析を実施し、効果的な支援策を実施すべく、検証・検討を行い、サポート体制の整備計画を策定します。	○	○	
貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策の検討	子ども未来創造局	貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策について、活用できる既存の事業の整理を行うとともに、新規施策を含めて、支援施策の拡充を検討します。	○	○	
妊娠期のサポート体制の充実	子ども未来創造局	未婚で妊娠・出産するケースなどに対して、母子保健を担当する保健師を中心として適切なサポート体制を構築します。 また、出産後については、他の子育てサービスなどとの連携体制についても再度検証し、ひとり親の妊娠・出産・育児を見守る体制を構築します。	○		

## ②学習支援

ひとり親家庭の子どもの学力を保障し、学習を支援するため、「学力保障・学習支援事業」を行います。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
学力保障・学習支援事業	子ども未来創造局	小・中学校、高等学校等に在籍する児童生徒を対象に、不登校や長期欠席、生活困窮などにより、生活や学習面の支援を必要とする子どもに、学生サポーターを派遣し、登校の再開、不登校の防止、学力向上のための学習支援などを行います。	○	○	

### ③経済的支援

ひとり親家庭の子どもが経済的な理由で、進学をあきらめたりすることがないように、経済的な支援や貸付事業等を行います。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
就学援助事業	子ども未来創造局	経済的な理由で、公立小・中学校の児童・生徒の就学が困難な世帯に対し、費用の一部を援助します。	○	○	
奨学資金貸与事業	子ども未来創造局	保護者が箕面市内に居住し、高校等の修学が経済的に困難な生徒に対し学費等の貸与を行います。	○	○	
母子・父子・寡婦家庭福祉資金貸付事業	子ども未来創造局	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦を対象に、生活の安定と向上を目的に大阪府が実施している母子・父子・寡婦家庭福祉資金貸付の紹介、申請受付を行います。	○	○	○

## (2) 子育て支援

ひとり親家庭の親等が、より安定した生活を送り、就労と子育てが両立できるよう、子育て環境の整備を行います。

### ①子育て支援

求職活動中や在宅での子育てを行っている方に対しては、子育てにおいて孤立感なく楽しく子育てができるように、子育て支援センターの利用を促すとともに、子育て支援センターから遠い地域に対しては、子育て支援センターの保育士等が出向き、子育てなどに関する悩みごとなどを相談できる場を提供します。また、地域や子育てサークルが実施している子育て支援事業についても、積極的に情報提供し、地域や親友とのつながりを促進します。

また、ひとり親家庭では、孤立し家に籠もりがちになる傾向が多いことから、気軽に外出し楽しい時間を過ごすことができる場として、図書館や市庁舎などの公共施設等にキッズコーナーなどの就学前児童が楽しく過ごせる「場」を数多く設置するとともに、定例的に保育士等の相談を実施するなど、気楽に子育て相談ができる環境づくりや親子の外出支援を行います。

その他、子どもの見守りのための「ファミリー・サポート・センター事業」や、家庭での養育が一

時的に困難になった場合に「子育て短期支援事業」による預かりなどの支援を実施します。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
地域子育て支援センター事業	子ども未来創造局	市内3か所の子育て支援センターにおいて、子育ての悩みや不安をもつ子育て家庭に対して、子育て相談や各種サービスに関する情報提供などを実施します。	○	○	
出張子育てひろば事業	子ども未来創造局	子育て支援センターから遠い地域に保育士や保健師等が、定例・定期的に出向き、遊びの提供や各種の相談対応、情報提供などを実施します。	○	○	
キッズコーナー整備事業	子ども未来創造局	できるだけ多くの公共施設等にキッズコーナーを整備し、屋根のある公園として気軽に利用できる「場」を整備するとともに、定例的に保育士等が出向き、気楽に子育て相談などができる環境をつくり、親子の外出支援を行います。	○	○	
ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来創造局	保育所や学童保育への送迎や親が帰宅するまでの間の子どもの見守りなどの支援として、その援助ができる方と支援の必要な方が会員になり支援の必要な方に援助会員が必要な支援を行います。	○	○	
子育て短期支援事業	子ども未来創造局	保護者が、疾病、出産、看護、冠婚葬祭等により、一時的に子どもを養育できない場合や夜間・休日の仕事などで子どもの養育ができないときに、必要な期間の子どもの預かりを児童養護施設で行います。	○	○	

### (3) 生活の安定を図る支援

世帯の収入が少ないひとり親家庭の生活を安定させるための財政的支援として各種手当の支給や医療費助成等を実施するとともに、減免や貸付制度を効果的に活用できるよう情報提供します。

また、養育費制度について、養育費の取り決め方法や金額の決め方などについて、情報提供を行うとともに、必要に応じて専門機関へのつなぎを行います。

#### ①生活基盤を整えるための支援

各種手当の支給や医療費助成等により、生活基盤の安定が図られるよう支援します。

また、居住の安定を図るため、当選倍率を優遇することで、市営住宅への入居優先度を高めます。

様々な事情のため、家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努め、入所家庭の早期自立に向けた支援を実施します。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
児童扶養手当 給付事業	子ども未来創造局	高校生までの子どもを養育しているひとり親家庭の父・母等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給します。	○	○	
ひとり親家庭医療費助成事業	市民部	ひとり親家庭の親と養育している高校生までの子どもにかかる医療費を助成します。	○	○	
就学援助事業 (再掲)	子ども未来創造局	経済的な理由で、公立小・中学校の児童・生徒の修学が困難な世帯に対し、就学費用の一部を援助します。	○	○	
市営住宅入居	みどりまちづくり部	ひとり親家庭を、当選倍率優遇方式の対象にしています。	○	○	
母子生活支援施設入所事業	子ども未来創造局	18歳未満の子どもを養育する母子家庭で、経済的な理由等により子どもの養育ができない場合に、母子生活支援施設への入所支援を行うとともに、入所後の早期自立に向けた各種の支援を行います。	○		

## ②各種減免・貸付事業

ひとり親家庭の生活を支援するため、各種減免等を実施します。また、「奨学資金貸付」など、市や関係機関により、ひとり親家庭等に対し様々な用途に応じた資金の貸付を行います。貸付の実施にあたっては、制度の周知及び関係機関等との連携を図るとともに、適正な貸付となるよう努めます。

また、相談対応から状況を見極め、効果的に活用できると考えられる他の資源の紹介も併せて実施します。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
保育所、認定こども園等の保育料の無料化等	子ども未来創造局	市民税が非課税で、児童扶養手当を受給している世帯の保育料を無料とします。 市民税が非課税でない場合も、所得に応じた保育料を設定しています。 平成28年度からは、市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯は、第1子から負担を軽減、第2子以降は無料とします。	○	○	
学童保育料の減免	子ども未来創造局	児童扶養手当を受給している世帯の学童保育料を半額に減額します。	○	○	
奨学資金貸与事業(再掲)	子ども未来創造局	保護者が箕面市内に居住し、高校等の修学が経済的に困難な生徒に対し、学資の貸与を行います。	○	○	
母子・父子・寡婦家庭福祉資金貸付事業	子ども未来創造局 (大阪府)	ひとり親家庭等を対象に、大阪府が実施する母子・父子・寡婦家庭福祉資金貸付の申請を市の窓口で受け付けます。	○	○	○
高等職業訓練促進資金貸付事業	子ども未来創造局 (大阪府)	高等職業訓練促進給付金を活用して、資格の取得をめざすひとり親家庭の親等を対象に、大阪府が実施する入学準備金・就職準備資金貸付の申請を市の窓口で受け付けます。	○	○	

【活用が可能な他の資源】

資源の名称	実施機関	内 容	母 子	父 子	寡 婦
大阪府育英会	財 団 法 人 大 阪府育英会	高等学校等に進学を希望するかた、または在学するかたで、向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難なかたに、奨学資金及び入学資金を貸し付けます。大阪府内に住所を有するかたに限ります。	○	○	
日本学生機構	独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構	大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院に在学している学生等、または高校を卒業または卒業予定で、大学等へ進学を希望している学生等で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難なかたに奨学資金を貸与します。	○	○	○
生活福祉資金貸付事業	社 会 福 祉 法 人 大 阪 府 社 会 福 祉 協 議 会	他から融資を受けることが困難な低所得者世帯を対象に、安定した生活を送れることを目的に貸し付けを行います。	○	○	○

③養育費確保のための支援

生活を安定させるうえで、養育費は非常に重要です。養育費については、支払われることが当然との立場に立ち、その確保が図られるよう、相談対応や情報提供を行います。離婚前相談など、できるだけ早い時点での情報提供が有効であることから、子ども総合窓口においても児童扶養手当の事前相談などの際に状況の確認を行い、必要に応じた情報提供や関係機関へのつなぎを実施します。養育費の具体的な取り決めに関する手続きや、取り決めた養育費の支払いが滞るなどの相談の際は、法律相談を紹介するなど、養育費は子どもの健やかな成長にとって必要不可欠であることを養育者に伝えるとともに、その確保が図られるよう効果的に支援します。

事業名	主管	事業内容	母 子	父 子	寡 婦
養育費確保に関する啓発の推進	子ども未来創造局	養育費の制度や公的文書による取り決め方法等について、様々な機会を通じて、ひとり親家庭相談等に対し、情報提供を丁寧	○	○	

		に行います。			
法律相談	市民部	弁護士による専門相談を無料で実施します。	○	○	
法律相談事業	市民部 子ども未来創造局 (厚生労働省)	専門的な助言が必要な場合は、市で実施している法律相談や厚生労働省の委託を受け、公益社団法人家庭問題センターが運営している養育費相談センターを紹介します。			

#### (4) 就労による自立に向けた支援

ひとり親家庭の個々の状況を見極め、早期の自立に結びつくよう、母子・父子自立支援員によるきめ細やかな相談対応や、保育所・学童保育への優先入所等によって、安定した就労につながるよう努めます。

##### ①就労支援

ひとり親家庭等が就労により早期に自立できるよう、個々のニーズや状況を踏まえた就労支援を実施します。事業の実施にあたっては、ハローワークと連携し、きめ細かく継続的な支援に努めます。また、中学卒業時や高校卒業時には、就労、進学を問わず、丁寧な進路指導をする必要があります。就労を希望する児童・生徒に対しては、個々の適性に応じた就労先となるように、本人と企業への橋渡しをしっかりと行い、仕事に対する悩みなどに対して、卒業した学校などが就労後もサポートするなどの体制整備が必要です。

求職活動から就労した後も安心して子育て・就労等ができるよう、保育所・学童保育の入所定員の拡大や優先入所を実施します。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
自立支援プログラム策定事業	子ども未来創造局	児童扶養手当受給者の就労と自立を支援するため、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関との連携により就労支援を実施します。	○	○	
地域就労支援事業の推進	地域創造部	働く意欲・就労希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱える就職	○	○	○

		困難者に対して、相談者に応じた就労支援を行い、雇用・就労につなげていきます。			
生活保護受給者等就労支援事業	健康福祉部 (厚生労働省)	生活保護受給者の早期自立を支援するため、公共職業安定所のコーディネーターが本人の希望、能力、適性等を勘案し、就労のための各種の支援を実施します。	○	○	○
保育所等の優先入所	子ども未来創造局	保育所等の入所については、ひとり親家庭が優先的に入所できるよう配慮します。	○	○	
多様な保育の実施	子ども未来創造局	一時保育事業、病後児保育事業、延長保育事業、休日保育事業など、多様な保育を実施します。 平成28年度からは、保育中に体調が悪くなった子どもを保護者の迎えまで保育する体調不良児型保育事業を看護師を配置している保育所等で開始するとともに病気中の子どもを預かる病児保育事業についても実施に向け関係機関等と調整していきます。	○	○	
学童保育事業	子ども未来創造局	小学校の児童が授業終了後、就労などで保護者が不在な場合の子どもの安全な居場所として学童保育を実施します。 平成27年度から、ひとり親家庭の優先入所を実施するとともに、学童保育の対象を6年生まで拡大しています。	○	○	

## ②就労に向けた能力開発に対する支援

ひとり親家庭等が就労に必要な技能や知識を習得することができるよう、各種講座を開催するとともに、内容の充実を図ります。また、資格取得に取り組むひとり親家庭の父または母に対する受講経費や生活費の支援として「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等職業訓練促進給付金事業」を実施します。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
就職能力開発講座等の実施	地域創造部	就職困難者等を対象に、就職支援パソコン講座、キャリア形成講座等を実施します。	○	○	○
自立支援教育訓練給付金事業	子ども未来創造局	児童扶養手当受給者、または本人所得が児童扶養手当を受給可能な水準にあるひとり親家庭の父・母が安定した就労収入を得るために有効な資格を取得するための講座を受講する場合に、1年分を限度にその費用の一部を受講終了後に支給しています。	○	○	
高等職業訓練促進給付金事業	子ども未来創造局	児童扶養手当を受けているかた、または本人所得が児童扶養手当を受給できる水準であるひとり親家庭の父・母が、安定した就労収入を得るために、受講年限1年以上の養成機関で受講し、資格取得が見込まれる場合、受講期間のうち3年間を上限に、高等職業訓練促進給付金を支給しています。	○	○	

### ③労働環境の整備

ひとり親家庭の親の就労機会が確保されるよう、事業主等に対して啓発を行います。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ	地域創造部	市内の事業所が加入する箕面企業人権啓発推進員協議会を通じて事業主に啓発を実施します。	○	○	○

## (5) 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭の親は、子どもの養育や教育、安定した就労、経済的な問題等、様々な課題や不安を抱え生活しています。それらを解決するためには、情報提供や社会的に孤立させないための相談体制を整えることが重要です。

### ①情報提供の充実

ひとり親家庭等に必要な支援に関する制度やサービスなどの情報が必要なときに、いつでもどこでも得ることができるように、市広報紙やホームページ、子育て情報ツールである「おひさまネット・メール」、各種健診時における情報提供や「子ども総合窓口」での各種手続き時等において、個々の状況を把握し、適切な情報提供に努めるなど、様々な機会を活用し最新の情報を発信していきます。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
市広報紙やリーフレット、市ホームページ等を活用した情報提供	子ども未来創造局	ひとり親家庭等に関する支援制度、サービス等を必要なときに受けることができるよう、広報紙や市ホームページなど多様な媒体を活用し、各種制度・相談窓口等について情報提供を行います。	○	○	○
おひさまネット・メール等を活用した情報提供	子ども未来創造局	各種サービスの案内などを「おひさまネット」等を通じてタイムリーに情報提供します。特に、即時性を生かし親子の外出支援に資する情報提供に力を入れます。 また、おひさまネットを情報取得ツールとしてより活用してもらえよう再構築します。	○	○	○
子ども総合窓口	子ども未来創造局	保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の手続きをワンストップで行う総合窓口において、個々の状況を把握し、適切な情報提供等をより丁寧に行います。 母子保健の担当が、同フロアーに配置されたことを最大限生かすために、妊娠時や	○	○	

		妊婦の方で相談ごとがあった場合は、保健師等へつなぎます。			
--	--	------------------------------	--	--	--

## ②相談体制の整備

本市の母子・父子自立支援員による「ひとり親家庭相談」や「女性相談」などにおいて、多岐にわたる課題を把握・整理し、不安や心配ごとの解消を図るため、個々の状況に応じた相談や情報提供を行います。また、専門的な相談が必要と判断した場合には、適切な支援を受けられるよう関係機関につなぎます。また、法的手続きなどの専門相談については、市等で実施している法律相談を紹介します。

また、貧困の連鎖の根絶のためには、子どものことで悩みを抱える親や子ども自身の悩みに真摯に向き合い、個々に応じた丁寧な相談や情報提供が重要です。特に、進学や就労相談については、学校やハローワークなどとも連携し、経済的な支援など何が必要かを理解した上で、将来、自立し生計を立てることができるようになるまで、その子どもをしっかりとサポートし続けなければなりません。今後さらに相談支援体制の充実を図るため、方法や時間の工夫、関係機関との連携強化などを進めていきます。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
ひとり親家庭相談	子ども未来創造局	ひとり親家庭相談(離婚前・離婚後)として電話相談及び面接相談を実施します。近年、父子家庭も増加傾向にあり、特に今まで子育てに深く関わっていなかったり、就労との両立が難しいなど、母子家庭の相談にはない相談内容も多いことから、父子家庭のための相談にも十分対応できるよう、相談体制の構築や関係機関との連携強化を行います。	○	○	○
女性のための相談	人権文化部	暮らしのなかの様々な心配ごとや不安(家族や職場の人間関係、夫等からのDV、離婚後の生き方の不安等)を抱えていたり、自分らしい生き方を求めて悩んでいる女性のための相談対応を実施します。	○		○

男性のための相談	人権文化部	暮らしの中の様々な心配事など、悩みを抱える男性のための相談対応を実施します。		○	
法律相談	市民部	法的に整理する必要がある課題に対しては、弁護士による無料法律相談へつなぎます。	○	○	○
児童家庭相談	子ども未来創造局	子育てに悩んだときの相談対応を実施します。	○	○	

## (6) 人権尊重の社会づくり

### ①人権教育・啓発に関する施策の推進

ひとり親家庭等が、偏見や差別を受けることなく、それぞれの個性や能力を活かしながら自立への道を歩めるよう、広報紙等の活用により市民意識の啓発に努めるとともに、学校教育・地域活動等を通して、基本的人権尊重のための人権教育・人権啓発を推進します。

事業名	主管	事業内容	母子	父子	寡婦
人権教育・啓発の推進	人権文化部	多様な家族形態、生活形態のあることが市民に理解され、すべての市民の人権が尊重されるよう、広報紙等の活用により啓発に努めるとともに、学校・地域・家庭を通じた人権教育、人権啓発を推進します。	○	○	
男女協働参画社会の推進	人権文化部	男女がともに責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女協働参画社会の実現のための啓発を推進します。	○	○	